

## ○藤沢市農地造成工事の届出等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、農地の利用増進のため、耕作に適した土を用いて埋土・盛土等により土地の形質を一時的に変更するための造成工事（以下「工事」という。）に関する届出等の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる農地及び区域)

第2条 対象となる農地は、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する耕作の目的に定める「土地」とする。

2 対象となる区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化調整区域内の農地及び市街化区域内農地のうち生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に規定する生産緑地地区の指定を受けた農地のうち、前項に規定する農地とする。

(対象となる工事)

第3条 対象となる工事は、次のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 盛土高、切土高又は採掘の深さが施工基面から概ね1メートル以下
- (2) 造成面積が2,000平方メートル未満
- (3) 工事期間が概ね6月以内

2 前項の規定に関わらず、市街化区域内農地のうち生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に規定する生産緑地地区の指定を受けた農地のうち、第2条第1項に規定する農地については、全ての工事を対象とする。

(事前相談)

第4条 当該農地所有者及び当該農地所有者の依頼若しくは承諾を得て自ら工事を施工しようとする者(国又は地方公共団体その他の公共団体及び土地改良法その他の法律に基づく工事を行う者を除く。)(以下「事業者」という。)は、藤沢市農業委員会業務に係る申請等の事務手続き等に関する規程第2条第1項第2号に規定する事前相談申込書を提出し、協議しなければならない。

(農地造成工事届出書)

第5条 事業者は、前条の協議が完了したときは、農地造成工事届出書（以下「届出書」という。）を、農業委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

2 前項の届出に当たっては、届出書に工事を行おうとする地区に居住する農業委員又は農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）の確認を受けなければならない。

3 第1項の届出書には次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、委員会が不要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 誓約書
- (2) 農地造成工事の概要
- (3) 土地の登記全部事項証明書(3月以内発行のもの)
- (4) 公図の写し(届出地及び隣接地の所有者名を記す)
- (5) 案内図
- (6) 道水路査定図
- (7) 契約書の写し又は承諾書(当該農地所有者以外の者が施工する場合)
- (8) 隣接所有者の同意書
- (9) 居住者の同意書
- (10) 水利組合の同意書
- (11) 平面図
- (12) 縦横断面図(造成前後の地盤高及び隣接地の地盤高を明示)
- (13) 法面構造図、擁壁構造図又は土留構造図
- (14) 土量計算書又は土量のわかるもの
- (15) 土砂の運搬経路図
- (16) 工事工程表
- (17) 営農計画書
- (18) 工事施工者の法人登記事項証明書
- (19) 工事施工者の定款の写し
- (20) 農地造成工事实績書(藤沢市内で実績がない業者の場合、他市町村での工事承認書・許可書等の写し)

(21)神奈川県教育長より発行される通知（周知の埋蔵文化財包蔵地の場合）

(22)その他農業委員会が必要と認めた書類

（審査等）

第6条 委員会は、届出書が提出されたときは、次の事項を中心に審査等を行うものとする。

(1) 当該工事の施工により、周辺農地等に被害又は営農に支障を及ぼすおそれがないか。

(2) 当該工事が、道路、河川、水路その他の公共施設の管理に支障を及ぼすおそれがないか。

2 委員会は、前項第2号の審査等において、公共施設管理者と協議を行った場合において、当該公共施設の占用又は自費施工等の許可が必要と認められた場合は、事業者に対し、工事に必要な許可又は同意を得るよう指示するものとする。

3 第1項の審査等に際し、委員会事務局及び農業委員等は、事業者又は農地所有者或いは耕作予定者の立ち会いのもと現地調査を実施するものとする。

4 第1項の規定による審査等に当たっての技術的基準は、農地造成に係る農地転用事務処理要綱（平成12年6月1日農地第280号神奈川県環境農政部長通知）を準用する。

（承認）

第7条 委員会は、前条の規定による審査等の結果を各地区農地協議会において協議・報告のうえ、総会で決定する。

2 前項の規定により承認した場合は、事業者には農地造成工事承認書（以下「承認書」という。）及び農地造成工事承認済標識（以下「標識」という。）を交付するものとする。

3 事業者は、前号の承認書及び標識を受領した後でなければ工事の施工に着手することができない。

（標識の設置）

第8条 事業者は、工事期間中、当該工事区域の出入口に標識を設置しなければならない。

(承認の変更)

第9条 第7条の承認を受けた事業者が、やむを得ない事情により、承認を受けた内容を変更しようとするときは、委員会に届出を行い、変更の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 工事の遅延日数が当初予定工期の10分の1以内である場合

(2) 天災、地変等でやむを得ないと認められる場合

2 委員会は、前項の規定による変更届出が、当初の届出に際し確認をした農業委員等による現地調査の結果、やむを得ないと認められる場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、会長の専決により承認することができるものとする。この場合において、会長は、専決処分後、最初に開催する総会で報告をするものとする。

3 前項の規定により承認した場合は、農地造成工事変更承認書（以下「変更承認書」という。）を事業者に交付するものとする。

4 前項の場合において、標識の変更の必要がある場合は、農地造成工事変更承認済標識（以下「変更標識」という。）を交付するものとする。

(遵守事項)

第10条 事業者は、工事施工に際しては、承認書に掲げる条件を遵守しなければならない。

2 農地所有者は、工事完了後は、農地として善良な維持管理に努めなければならない。

(完了報告等)

第11条 事業者は、工事を完了したときは、速やかに農業委員等の確認を受け、農地造成工事完了報告書（以下「報告書」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の報告書が提出されたときは、完了検査をしなければならない。

3 委員会は、前項の検査の結果、第7条第2項又は第9条第3項により交付した承認書の指示事項に適合していないと認めるときは、是正工事について指導をするものとする。

4 農地造成者は、前項の指導を受けた時は、速やかに是正工事を行い、再度、

第2項の検査を受けなければならない。

(届出の取下げ等)

第12条 事業者は、提出した届出書を取り下げようとする場合は、農地造成工事届出取下書を提出し、委員会の確認を受けるものとする。

2 事業者は、承認を受けた工事を中止しようとする場合は、農地造成工事承認取消願を提出しなければならない。

3 前項の取消願が提出されたときは、現地を確認した後でなければ承認することができない。この場合において既に着手済みの場合には、原状に復したことを確認後に承認するものとし、事業者に対し農地造成工事承認取消書を交付するものとする。

(違反工事に対する指導等)

第13条 委員会は、事業者がこの規程に違反した事実を確認したときは、ただちに工事を中断させるとともに、事情聴取及び是正指導（以下「指導等」という。）を行うものとする。

2 前項の規定により、工事を中断した時は、安全対策及び周辺農地の管理及び営農並びに工事個所に接する公共施設の管理等に影響がないよう対策を講じなければならない。

3 第1項に該当する工事の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 無断工事は、この規程に基づき所定の手続きを行わせるものとする。

(2) この規程に基づき承認を得ている場合は、変更届出書を提出させるものとする。

(3) 1号及び前号の規定（以下、この号において「1号等」という。）に関わらず、農地法等関連法令等に照らして1号等の手続きにより承認することが適切でないと判断できる場合は、この限りでない。

4 第1項の指導等の結果、他の法令等の適用対象となる工事の場合は、当該手続きを行うよう指導するものとする。ただし、前項第3号に該当すると判断する場合は、この限りでない。

5 事業者は、第3項の届出等及び前項に係る手続きを経て、当該工事の承認を得るまでの間は、工事を再開してはならない。

(勧告)

第14条 委員会は、事業者がこの規程に違反し工事を施工又は施工しようとした場合或いは委員会の指導等に従わなかったと認められる場合は、是正等の勧告をすることができる。

(実効性の確保)

第15条 委員会は、当該工事に係る事業者が、届出書の提出時において第14条に基づく勧告を受け、かつ、是正等の措置を講じていない場合に、この規定の実効性を確保するため、特に必要と認めるときは、当該届出を承認しない。

(帳票)

第16条 この規程で使用する帳票類は、別表1のとおりとする。ただし、他法令等で、様式又は参考様式が定められている場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 藤沢市農地造成工事指導要綱(平成21年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月17日から施行する。

別表 1 (第 16 条関係)

藤沢市農地造成工事の届出等に係る帳票一覧

条項	名称	様式
第 5 条	農地造成工事届出書	第 1 号
	誓約書	第 2 号
	農地造成工事の概要	第 3 号
	隣接所有者の同意書	第 4 号
	水利組合の同意書	第 5 号
	営農計画書	第 6 号
第 7 条	農地造成工事承認書	第 7 号
	農地造成工事承認済標識	第 8 号
第 9 条	農地造成工事変更届出書	第 9 号
	農地造成工事変更承認書	第 10 号
	農地造成工事変更承認済標識	第 11 号
第 11 条	農地造成工事完了報告書	第 12 号
第 12 条	農地造成工事届出取下書	第 13 号
	農地造成工事承認取消願	第 14 号
	農地造成工事承認取消書	第 15 号